

藤沢市立学校施設使用規則の一部改正について  
藤沢市立学校施設使用規則を次のように改正する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、  
規程を整備する必要による。

藤沢市立学校施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

藤沢市教育委員会規則第5号

藤沢市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校施設使用規則（昭和36年教育委員会規則第7号）の一部を，次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第25条」に改める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

藤沢市立学校施設使用規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年4月藤沢市教育委員会規則第2号)第25条の規定に基づく学校の施設または設備(藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年7月藤沢市教育委員会規則第1号)の規定を適用する場合を除く。以下「学校施設」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>附 則 (平成21年藤沢市教委規則第5号)</u>  <u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年4月藤沢市教育委員会規則第2号)第22条の規定に基づく学校の施設または設備(藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和51年7月藤沢市教育委員会規則第1号)の規定を適用する場合を除く。以下「学校施設」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。</p>